

# 特定非営利活動法人 位置情報サービス研究機構 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 位置情報サービス研究機構 と称する。英語名称は、NPO Location Information Service Research Agency (略称：Lisra)と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市中区丸の内三丁目17番28号 に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、位置情報に関する技術・サービスの研究・開発・教育・振興、および、位置情報登録を行なうボランティアの支援を行うことにより、本技術の多方面への応用・発展を啓発し、社会への貢献と産業の振興に資することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 災害救援活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 情報化社会の発展を図る活動
- (11) 科学技術の振興を図る活動
- (12) 消費者の保護を図る活動
- (13) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 位置情報に関する技術・サービス等の調査・研究・開発・情報提供事業
- ② 位置情報に関するシンポジウム・セミナー開催や出版等による教育・普及啓蒙・協賛活動事業
- ③ 位置情報に関する情報システム開発・実験・運用及び支援事業
- ④ 位置情報や位置依存情報の収集・集約・提供及び流通支援事業
- ⑤ 位置情報に関するボランティア活動の支援事業
- ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 特定の個人及び団体を対象とした、位置情報に関するサービス等の調査・研究・開発・情報提供事業
- ② 特定の個人及び団体を対象とした、位置情報に関するセミナー開催、出版等による教育・啓蒙事業
- ③ 特定の個人及び団体を対象とした、位置情報に関する情報システム開発・実験・運用及び支援事業
- ④ 特定の個人及び団体を対象とした、位置情報や位置依存情報の収集・集約・提供及び流通支援事業
- ⑤ 特定の個人及び団体を対象とした、広告・宣伝事業
- ⑥ 位置情報に関する知的財産取得及び企業化事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体(正会員である個人を「個人正会員」、正会員である団体を「団体正会員」といい、両者を総称して「正会員」という。)
- (2) 準会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人
- (3) 特別会員 この法人の趣旨に賛同し、かつ理事会が必要と認める教育機関・公的機関・団体・個人(特別会員である個人を「個人特別会員」、特別会員である団体を「団体特別会員」といい、両者を総称して「特別会員」という。)

(入 会)

第7条 会員の資格については、前条に掲げるもの以外には特に定めないものとする。

- 2 正会員又は準会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとする。代表理事は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 特別会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は理事会の承認を経て入会を認めることができる。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
  - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 1年以上会費を滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。
- 2 特別会員は、前項の場合に加え、理事会が特別会員とする必要がないと認めた場合には、その資格を喪失する。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

#### 第4章 役員及び顧問

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上12名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。必要に応じて副代表理事、および専務理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事は及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事、副代表理事及び専務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事が置かれている場合は、副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ定めた順序によって、その職務を代行する。

3 専務理事が置かれている場合は、専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐してこの法人の業務を執行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を延長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度に1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 総会における各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

## 第 6 章 理事会

(構 成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 32 条 理事会は、この定款で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開 催）

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招 集）

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。

（議 長）

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

（議 決）

- 第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、理事総数の過半数の同意があった場合は、その限りではない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 37 条 理事会における各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用に

については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる  
ことができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、  
その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又  
は署名しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びそ  
の他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

### (解 散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
  - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

### (合 併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示する。ただし、解散事由に関する公告は、官報に掲載して行う。

## 第10章 顧問・委員会

(顧問)

第55条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決により、代表理事が任免する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関して代表理事の諮問に答え、又は代表理事に対して意見を述べる。

(委員会)

第56条 この法人の運営上必要があるときは、理事会の議決により委員会を置くことができる。

- 2 この委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第11章 雑則

(細 則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(附 則)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	河 口 信 夫
理事	安 藤 眞 介
同	塩 野 崎 敦
監事	岡 野 英 生

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成25年8月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 25 年 5 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 団体正会員 入会金 50,000 円 年会費 1 口 50,000 円 (1 口以上)

(2) 個人正会員 入会金 10,000 円 年会費 1 口 10,000 円 (1 口以上)

(3) 準会員 入会金 0 円 年会費 1 口 2,000 円 (1 口以上)

(4) 個人特別会員 入会金 0 円 年会費 0 円

(5) 団体特別会員 入会金 0 円 年会費 1 口 20,000 円 (1 口以上)